

#### 第4 参考

## ○ 契約書

注意：契約書には、定められた様式がありませんので、契約事業者等が使用する既存のものがあればそれを使用してください。

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 契約期間の記載があること
- ・ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること
- ・ 車種、自動車登録番号等が記載されていること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者と一般乗用旅客自動車運送事業者との契約であること

**※ 運送事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。**

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでも構いませんが、候補者の申込意思と事業者等の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 契約期間の記載があること
- ・ 契約金額（内訳金額を含む）の記載があること
- ・ 車種、自動車登録番号等が記載されていること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 借受人が候補者であること

**※ 次ページの契約書は参考です。**

**レンタカー事業者との契約の場合には、事業者が使用する既存の契約書様式を使用してください。**

# 自動車賃貸借契約書

武蔵村山市長選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と、  
（以下「乙」という）は、自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法第 141 条の規定に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び自動車登録番号又は車両番号

**注意：レンタカー事業者との契約の場合には、事業者  
が使用する既存の契約書様式を使用してください**

3 台数 1 台

4 借入れ期間 令和 7 年 月 日から令和 7 年 月 日まで 日間

5 契約金額 円（内訳 1 日 円× 日間）

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき武蔵村山市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、武蔵村山市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は武蔵村山市には請求ができない。

令和 7 年 月 日

甲 武蔵村山市長選挙候補者

住所

氏名

印

乙 住所

(電話)

名称

印

代表者

印

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 契約期間の記載があること
- ・ 契約金額（1ℓあたりの契約単価）の記載があること  
（給油日当日の店頭単価による契約をすることもできます。）
- ・ 車種、自動車登録番号等が記載されていること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者と燃料供給事業者との契約であること

**※ 次ページの契約書は参考です。**

**契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使**

**用してください。**

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書

武蔵村山市長選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和7年 月 日から令和7年 月 日まで

2 供給場所

所在地  
名称

**注意：契約書は、事業者が使用する既存のもの  
があれば、その様式を使用してください。**

3 供給を受ける自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 金額

単価1リットル当り 円とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき武蔵村山市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、武蔵村山市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は武蔵村山市には請求ができない。

令和7年 月 日

甲 武蔵村山市長選挙候補者

住所  
氏名

印

乙 住所  
名称  
代表者

(電話)

印

印

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、契約の相手方との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と契約の相手方の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 契約期間（始終業時間を含む）の記載があること
- ・ 契約金額の記載があること
- ・ 車種、自動車登録番号等が記載されていること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者と運転手個人との契約であること

**※ 次ページの契約書は参考です。**

# 自動車運転契約書

武蔵村山市長選挙候補者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と  
\_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は、甲が使用する公職  
選挙法第 141 条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり  
契約を締結する。

1 運転する期間 令和 7 年 月 日から令和 7 年 月 日まで 日間  
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円 (1 日につき 円)

3 運転する自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号

## 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき武蔵村山市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、武蔵村山市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 9 3 条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、乙は武蔵村山市には請求ができない。

令和 7 年 月 日

甲 武蔵村山市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

(電話)

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 納入期限の記載があること
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者とビラ作成事業者との契約であること

**※ 次ページの契約書は参考です。**

**契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。**

# 選挙運動用ビラ作成契約書

武蔵村山市長選挙候補者\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、印刷物の作成につ  
いて次のとおり契約を締結する。

1 品名、規格

公職選挙法第142条に定めるビラ

**注意：契約書は、事業者が使用する既存のもの  
があれば、その様式を使用してください。**

2 数量

3 契約金額

円（単価） 円 銭）

4 納入期限 令和7年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき武蔵村山市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、武蔵村山市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は武蔵村山市には請求ができない。

令和7年 月 日

甲 武蔵村山市長選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

(電話)

名 称

印

代 表 者

印

## 契約書の記載について

公費負担制度の適用を受けようとする候補者は、その業とする者（以下「事業者」という。）との間において有償契約を締結しなければなりません。

契約書については、必ずしも「契約書」という名前のものでなくても構いませんが、候補者の申込意思と事業者の承諾意思とが書面上明示されているもので、次の内容が具備されている必要があります。

- ・ 有償契約であること
- ・ 納入期限の記載があること
- ・ 契約金額（単価の記載を含む）の記載があること
- ・ 品名、規格、作成枚数の記載があること
- ・ 契約年月日の記載があること
- ・ 候補者とポスター作成事業者との契約であること

**※ 次ページの契約書は参考です。**

**契約書は、事業者が使用する既存のものがあればその様式を使用してください。**

# 選挙運動用ポスター作成契約書

武蔵村山市長選挙候補者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という）と  
\_\_\_\_\_（以下「乙」という）は、印刷物の作成につ  
いて次のとおり契約を締結する。

**注意：契約書は、事業者が使用する既存のもの  
があれば、その様式を使用してください。**

1 品名、規格

公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数量

枚

3 契約金額

円（単価

円

銭）

4 納入期限

令和7年

月

日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、武蔵村山市議会議員及び武蔵村山市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき武蔵村山市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、武蔵村山市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は武蔵村山市には請求ができない。

令和7年

月

日

甲 武蔵村山市長選挙候補者

住所

氏名

印

乙

住所

(電話)

名称

印

代表者

印